

保険・補償の内容

お客さま（借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者）が事故などにより第三者または当社に損害を与えた場合には、お客さまにその損害を賠償する責任が発生します。その損害賠償責任をてん補するために、右記金額を限度額とした保険などによる補償が含まれています。ただし、免責金額はお客さまのご負担となります。

- ◎対人補償・・・無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
- ◎対物補償・・・500万円（1事故限度額 免責金額5万円）
- ◎車両補償・・・時価額（1事故限度額、免責金額:5万円／マイクロバス10万円）
- ◎搭乗者傷害補償・・・1,000万円 死亡 :1,000万円／1名限度額

マイクロバス
10万円を省く

入院7,500円／1日

通院5,000円／1日

後遺障害程度により死亡補償額を限度とする

※搭乗者傷害の補償期間は、事故発生日より起算して180日までを限度とします。ただし、平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの治療日数が 対象となります。

免責額とは・・・

対物補償、車両補償の補償金額のうち、お客様にご負担していただく金額のことです。